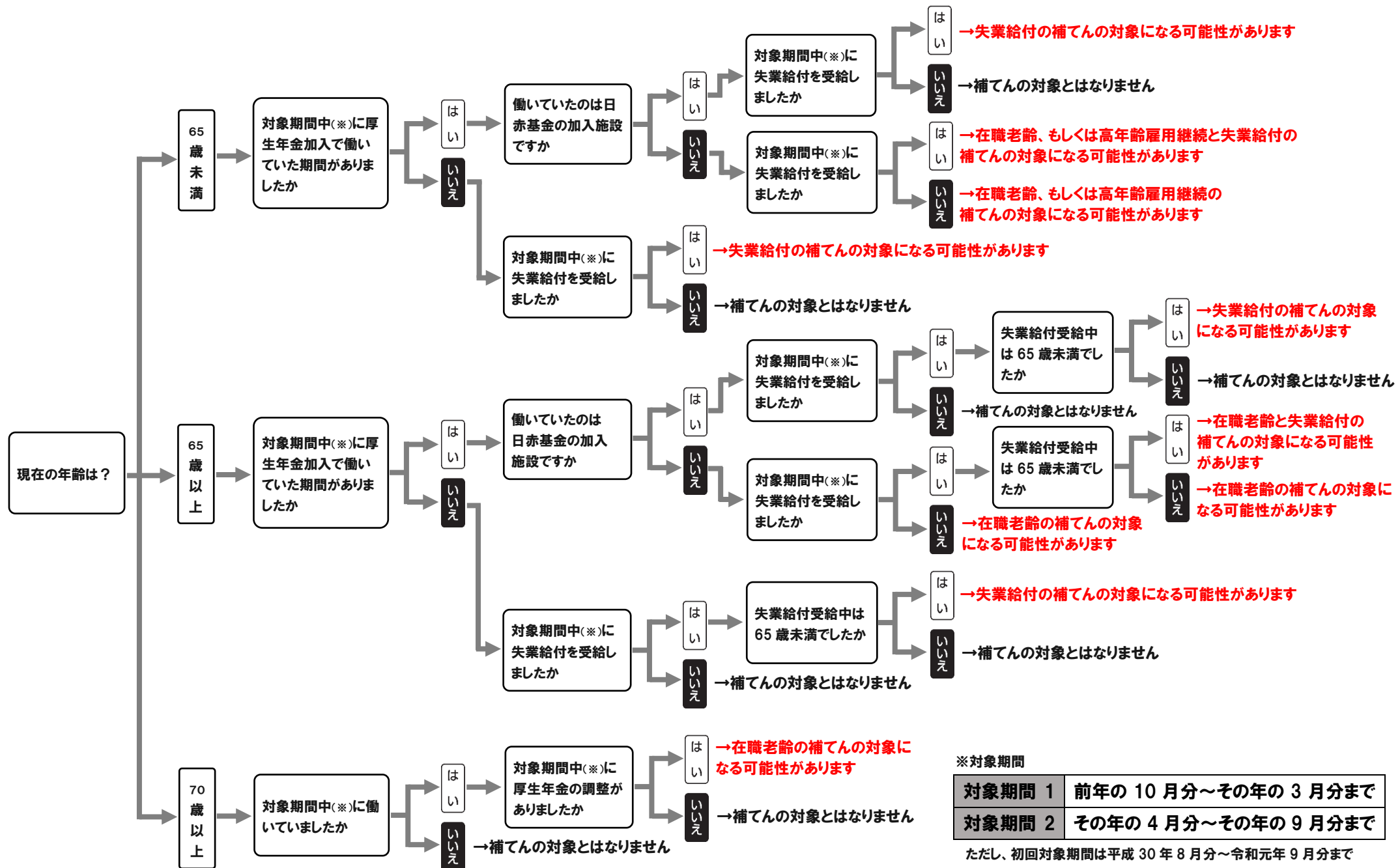


独自給付(在職老齢年金・高年齢雇用継続給付・失業給付)チェック表

※ 老齢厚生年金(年金コード:1150)に支給停止がない場合は、原則として補てんの対象とはなりません(提出不要)



※対象期間

対象期間 1	前年の10月分～その年の3月分まで
対象期間 2	その年の4月分～その年の9月分まで

ただし、初回対象期間は平成30年8月分～令和元年9月分まで